

## 知っておきたい、手取り額が増える“退職日”

退職日が1日違うだけで、受け取るお金の大きな差がつくことをご存じでしょうか。

今回は、「退職金の手取り額を増やす退職日」と「再雇用終了後の失業保険」の2点について解説します。

## ●退職金課税の仕組みを知る

給与収入の手取り額は、税金と社会保険料を引いたものですが、退職金には社会保険料がかかりません。つまり、退職金の手取り額を増やすには税金を減らせばいいのです。

退職金にかかる税金は、次のように計算します。

$(\text{退職金収入} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得} \dots \text{これに所得税と住民税の税率を掛けて税額を算出}$

非課税の枠である「退職所得控除額」が増えると、手取り額が増えます。控除額は、勤続年数20年までは1年あたり40万円、21年目以降は1年あたり70万円として積み重なっていきます。

たとえば、勤続年数が38年なら退職所得控除額は2060万円（40万円×20年+70万円×18年）で、退職金がこの金額より少なければ、税金はかかりません。

勤続年数は「1年未満は切り上げて1年」として計算します。極端ですが、37年と1日であったとしても「38年」としてみなされます。勤続年数が20年を超える人なら、1年あたりの控除額が70万円増えるわけですから、ぜひ覚えておきたいことです。

定年退職日は、勤務先が決めることなので、自由に設定するのは難しいでしょう。

ですが、定年を待たずに「早めに退職しよう」と考えている人もいます。その際には、退職金の金額と、

ご自身の勤続年数から算出した退職所得控除額を照らし合わせてから、退職日を決めるといいでしょう。

## ●失業保険を受け取るなら 65歳前に辞めるといい？

会社員が退職をし、その後も働く意欲があるにもかかわらず失業状態にあると、雇用保険の「基本手当（いわゆる失業保険）」を受給できることは、どなたでもご存じでしょう。

ですが、65歳を過ぎると基本手当の対象外となることは意外に知られていません。

最近では、65歳までの再雇用期間の終了が控えている人から、「64歳11か月で退職するのがいいとネット記事で見かけたのですが」と聞かれることが増えてきました。

どういうことなのか解説します。

雇用保険の被保険者期間が20年以上で自己都合退職の場合、基本手当の給付日数は150日分です。

一方、65歳以降に退職してから求職すると、「基本手当」ではなく「高年齢求職者給付金」の対象となり、給付日数は最大50日分と、大きく減ります。

金額で見てもみましょう。再雇用の給与が月額25万円の人で、給付額（基本手当日額）が1日あたり4,500円と想定すると、64歳のうちに退職をした人は、基本手当を150日分、67万5,000円を受け取れます。

一方、65歳以降の退職だと50日分ですから、一時金で22万5,000円となり、45万円もの差が生じることになります。

64歳のうちに退職したいと思う人の気持ちは理解できます。

## ●知っておきたい注意点

64歳のうちに退職をして基本手当を受給したい場合は、次の3点に注意してください。

①64歳は65歳の誕生日の前々日まで  
法律上は誕生日の前日に年齢が上がります。64歳で辞めるには誕生日の前々日までに退職する必要があります。

## ②特別支給の老齢厚生年金に注意

現在60代前半の人は、生年月日によって「特別支給の老齢厚生年金」を受給しています。

65歳になるまで支給される「特別支給の老齢厚生年金」は、基本手当と併給調整され、同時に受け取ることができません。

基本手当を150日分も受け取れるなら早く辞めてしまおうと、64歳11か月を待たずに退職すると、年金の受給はストップします。

たとえば、65歳になる半年前に辞めたとすると、年金と給与の6か月分が受け取れなくなります。

64歳11か月で辞めた場合、65歳になってからハローワークに行き求職の手続きをすることで、「特別支給の老齢厚生年金」を最後まで受け取ることができます。

65歳からは「老齢厚生年金」がスタートします。基本手当と老齢厚生年金は併給調整をされませんから、両方受け取ることが可能です。

## ③勤務先のルールを確認する

上記2つの注意点から考えると、「64歳11か月」で辞めるのがおトクに見えます。

ただし、会社によっては雇用契約が満了する65歳よりも前に退職をすると、賞与や退職金が減額される場合があります。「誕生日の前々日にやめるのが一番トクだ」と決めてかからずに、勤務先のルールをきちんと確認してから判断するのがよいでしょう。

なお、65歳以降に辞めて、「高年齢求職者給付金」を受け取った場合、老齢厚生年金との併給調整はありません。給付金と年金の両方を受け取ることができます。

(クルー 深田晶恵)